

嬉の里 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

令和5年11月1日現在

事業所名称 嬉の里指定居宅介護支援事業所
事業者の名称 社会福祉法人 千尋会
事業所所在地 沖縄県島尻郡南風原町新川538番地

事業の目的及び運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようサービスを提供します。
- ② 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
- ④ 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

利用料

- ① 要介護認定を受けられた方の利用料は介護保険より居宅介護支援金として直接保険者より、嬉の里指定居宅介護支援事業所へ支払われます。（代理受領サービス）
- ② 認定を受けていない方については、償還払いになります。

・料金表

要介護 1.2	1,076 単位 / 月
要介護 3.4.5	1,398 単位 / 月

・加算について

初回加算	300 単位 / 月	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護の区分が2区分以上変更され 居宅サービス計画書が作成される場合
特定事業加算Ⅲ	309 単位 / 月	・「利用者に関する情報またはサービス提供に 当たって留意事項に係る伝達等を目的とした 会議を定期的に開催する」等、厚生労働大臣が 定める基準に適合する場合

※1単位につき地域加算（10.0円）をかけた金額になります

通常事業の実施区域

事業の実施区域 南風原町、那覇市

事故発生時の対応について

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、家族、市町村、沖縄県介護保険広域連合に連絡し、必要な対応を行います。事故の状況及び事故発生時の対応について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行い、事故が生じた原因を解明し、再発防止につとめます。

苦情の申立先

・嬉の里指定居宅介護支援事業所

窓口担当者：下地 江理子

ご利用時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

ご利用方法 1. 電話 098-888-0591

2. 面接 相談室

3. 苦情箱 施設内に設置

・各市町村介護保険担当課

・沖縄県福祉サービス

・沖縄県介護保険広域連合 電話 098-911-7502

・沖縄県国民健康保険団体連合 電話 098-860-9026

秘密保持

正当な理由がない限り、本人や家族に関する個人情報用いませぬ。本人、家族の個人情報を使用する場合は予め本人、家族に同意を確認いたします。

その他

この重要事項に記載されていない詳細事項については、利用契約時に説明する重要事項説明書及び契約書に記載してあります。

職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	要員	区 分		職務内容
		常 勤	非常勤	
		専従 兼務	専従 兼務	
管理者	1	1 0	0 0	業務管理
主任 介護支援専門員	1	0 1	0 0	居宅介護支援 他の居宅介護支援員の 指導・育成
介護支援専門員	2	2 0	0 0	居宅介護支援
事務員	1	0 1	0 0	給付管理業務

営業日及び営業時間

営業日 毎週月曜日～金曜日まで（祝、祭日休、旧盆、年末年始）休み
利用時間 午前8時30分～午後5時30分まで但し緊急時24時間対応

